

# 第12章

## 行政体制の整備

### 第1節 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化

#### 1 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置

厚生労働省では、事業主の利便性の向上や行政事務の効率化を図る観点から、社会保険と労働保険の徴収事務のうち、可能な事務について一元的な実施を行っている。

具体的には、2003（平成15）年から「社会保険・労働保険徴収事務センター」を全国の日本年金機構年金事務所（設置当時は社会保険事務所）内に設置し、現在、以下の事務について一元的な実施を行っている。

##### (1) 申請・届出の受付

社会保険料算定の基礎となる賃金の届出（社会保険の算定基礎届）や労働保険の保険料額の届出（労働保険の年度更新申告書）、新たに労働者を採用した際に提出する被保険者資格取得届などの両保険に共通する申請・届出を一括して受け付けている。

##### (2) 説明会の開催

社会保険、労働保険の適用事業所に対する説明会を開催し、両保険の申告・届出書の記載方法の説明、制度改正の情報提供を行っている。

##### (3) 事業所調査及び滞納整理の実施

社会保険、労働保険の賃金や保険料額に関する事業所調査、両保険の保険料を滞納している事業所に対して行う納付督促を共同で実施している。

#### 2 算定基礎届と年度更新申告書の提出期限の統一等

2009（平成21）年度から労働保険の年度更新申告書の提出期限（5月20日）を社会保険の算定基礎届の提出期限である「7月10日」に統一するなど、事業主の利便性の向上を図っている。

また、今後とも、社会保険と労働保険の申請・届出様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を順次行うなど、運用面での工夫も継続することとしている。

### 第2節 独立行政法人・特例民法法人に関する取組み

#### 1 省内事業仕分けの実施

行政刷新会議における事業仕分けへの対応に加え、厚生労働省独自の取組みとして、所管する事務・事業や独立行政法人、特例民法法人（従来の公益法人）等の事業などの在り方に関する省

内事業仕分けを進めている。

2010（平成22）年4月12日に第1回省内事業仕分けを実施し、7月までに全15回を開催した。対象とした法人数は25、対象事務・事業数は15となった。さらに、9月から12月にかけて、15の特例民法法人等を対象とした全9回省内事業仕分けを実施した。

対象となった法人、事務・事業についての最終的な改革案については、仕分け人の意見や仕分けの場での議論を踏まえて、政務三役が決定し、2010年の仕分け結果については平成23年度概算要求に反映させるとともに、役職員の削減による組織のスリム化等を進めたところであり、2012（平成24）年度以降についても仕分け結果に基づいて改革に取り組むこととしている。

## 2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2011（平成23）年4月1日現在22法人（他省との共管法人2法人を含む。）となっている。

### (1) 行政改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から様々な取組みが進められており、行政刷新会議・厚生労働省内事業仕分け等を踏まえた改革が行われている。また、2010年12月には行政改革推進本部事務局を中心に独立行政法人の事務・事業の講ずべき措置を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定された。厚生労働省所管の独立行政法人についても、これを踏まえ諸々の改革を進めていくこととなる。

（事業仕分け等を踏まえた各法人の改革の例）

- ・（独）国立健康・栄養研究所： 栄養情報担当者制度の廃止
- ・（独）高齢・障害者雇用支援機構： 高齢者雇用支援業務に係る業務委託の廃止
- ・（独）福祉医療機構： 長寿・子育て・障害者基金（2,787億円）の国庫納付
- ・（独）労働政策研究・研修機構： 労働大学校業務の国への移管
- ・（独）医薬品医療機器総合機構： ドラッグラグ・デバイスラグの解消に向けた取組み
- ・（独）医薬基盤研究所： 基礎的研究推進事業等の国への移管

### (2) 中期目標期間終了時の見直し

独立行政法人においては、3年から5年の定められた期間（中期目標期間）の終了時に、組織体制や業務全般の見直しが行われることになっているが、2010年度中に中期目標期間が終了する二つの独立行政法人について、次のとおり見直しを行うこととした。

- ・ 独立行政法人国立健康・栄養研究所（国民の健康の保持及び増進並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究を行うもの）については、調査研究の重点化、特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担並びに特別用途食品の表示許可試験手数料の見直し、栄養情報担当者の認定制度移管等の見直しを行う。
- ・ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の原因、診断、予防その他の職業性疾病に関する調査及び研究を行うもの）については、研究課題・テーマ選定、業績評価の見直し、プロジェクト研究への重点化、自己収入の拡大等の見直しを行う。

## 3 特例民法法人に関する取組み

厚生労働省所管の特例民法法人は、2010（平成22）年12月1日現在956法人となっている。

上記の各事業仕分けにおける評価、評決を受け、各法人に係る改革について検討した結果、1法人については解散することとなったほか、試験、検査・検定等の料金設定を含めた権限付与事業の在り方等について見直しのための検討を行っている。そして、平成23年度予算案においては、国から仕分け対象法人への財政支出を平成22年度予算に比べて計23.7億円削減した。

また、特例民法法人については、少なくとも3年に1回の立入検査を実施し、適正な業務運営の確保に努めているほか、新公益法人制度創設に伴う2013（平成25）年11月までの移行期間中に適切な移行がなされるよう取組みを進めている。

#### 4 厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会

行政刷新会議や厚生労働省で実施してきた事業仕分け等を踏まえ、厚生労働省所管の独立行政法人、特別民間法人及び特例民法法人の業務内容やその実施体制を再点検し、これらの法人の整理合理化策の在り方を決定するため、2010（平成22）年9月に「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」を開催、同年12月27日に報告書が取りまとめられた。

現在は、政府全体の方針や本報告書を踏まえ、所管法人の改革を進めている。

### 第3節 情報化の推進

#### 1 情報化の推進

政府は、2006（平成18）年1月に策定した「IT新改革戦略」に基づき、2008（平成20）年6月には「IT政策ロードマップ」を、同年8月には「重点計画・2008」を策定し、目標達成のための諸施策を遂行している。

さらに、政府は、2010（平成22）年5月に「新たな情報通信技術戦略」を、6月には同工程表を策定したところである。同戦略は、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開の3本柱を内容としている。厚生労働省としても、これらの戦略等に基づいて、医療・健康・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、ITによる改革に取り組んでいる。

#### 2 情報化の推進に向けた主な取組み

##### (1) 厚生労働分野におけるIT利活用の促進

###### 1) 医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化

「IT新改革戦略」において、医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化方針、具体的なアクションプラン等を示す情報化のグランドデザインを2006（平成18）年度末までに策定することとされたことを受け、2007（平成19）年3月27日に、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン<sup>\*1</sup>」を決定し、公表した。この中で、医療・健康・介護・福祉分野においてIT化が進められた将来の目指すべき姿を提示するとともに、この将来の姿を踏まえ、2006年度からおおむね5年間に厚生労働省が取り組むべき施策及び事業の計画を示すアクションプランを盛り込んでいる。

また、「新たな情報通信技術戦略」においても、厚生労働省が取り組むべき施策が盛り込まれ

\*1 「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/03/h0327-3.html>

ており、現在、これらの戦略等に基づき、段階的に、かつ、着実に施策を実施している。

## 2) 医療・健康分野の情報化

医療・健康分野においては、ITの活用が、保健・医療の効率化、安全確保、質の向上に資するものであり、ITを活用した医療機関間の連携の促進、レセプトの電子化、健診情報等の活用等について取り組んでいる。レセプトの電子化については、医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、個人情報保護等に十分配慮した上で、2006年度からオンライン化を進めていたが、2009（平成21）年11月にオンライン請求又は電子請求を原則とするとともに、手書き、高齢などの理由により電子化が困難である場合に例外措置を定めたところである。なお、2011（平成23）年4月時点において、レセプトがオンライン請求又は電子請求の割合は、88.1%（件数ベース）である。

また、2008（平成20）年3月から、総務大臣と厚生労働大臣の下、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を開催し、2008年7月に「中間とりまとめ」が取りまとめられた。

さらに、個人が自ら健康情報を管理し、健康管理等に活用するための基盤づくりを目的として、総務省、経済産業省との三省連携の下、2008年度から3か年計画で「健康情報活用基盤実証事業」を実施している。

このほか、医薬品等の安全対策の一環として、全国の10か所の大学病院等の協力を得て、電子カルテ等のデータを活用した1,000万人規模の医療情報データベースを構築するとともに、PMDAに情報分析システムを構築する「医療情報データベース基盤整備事業」を平成23年度より実施している。

## 3) 介護・福祉分野の情報化

介護・福祉分野においては、障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、ITを活用した生活支援機器の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるIT・情報教育の導入等の検討に取り組むこととしている。また、介護保険レセプトデータを活用し、介護サービスの高度化や質の向上、介護予防に一層効果的に推進することとしている。

## 4) 就労・労働分野の情報化

就労・労働分野においては、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っている。

## 5) 「社会保障・税に関わる番号制度」の導入に向けた検討

社会保障と税の一体改革の一環として、制度の効率性・透明性・公平性を高めるために必要な基盤を整備するという観点から社会保障・税に関わる番号制度の検討が進められており、2011年6月に政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税番号大綱」が決定されたところである。この「大綱」は今後の法案策定作業を念頭に政府・与党としての方向性を示すものであり、厚生労働省としても、こうした方針を踏まえつつ、引き続き社会保障分野に相応しい制度の在り方について検討を行っているところである。

## (2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

行政サービス分野においては、対面を要する手続等一部の手続を除き、すべての手続につい

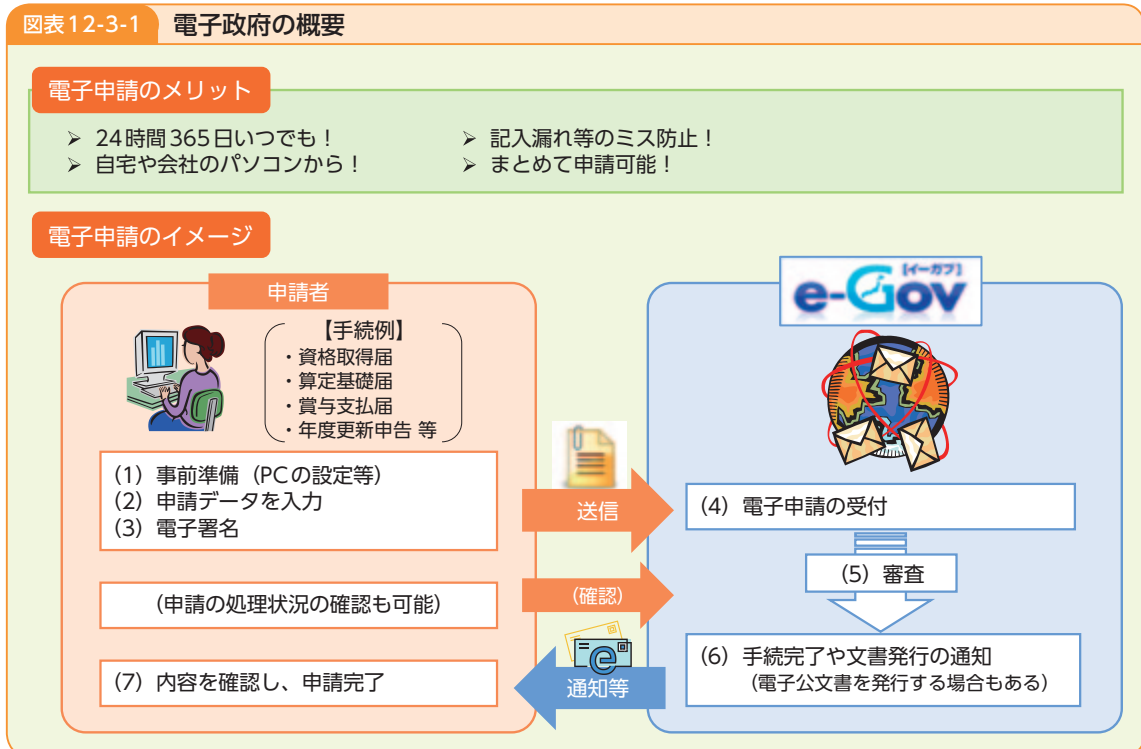
て、いつでもどこでも、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」のホームページから、オンライン申請を行うことが可能となっている（図表12-3-1）。

政府全体では、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を、2010（平成22）年度までに50%以上とすることが目標とされており、この目標を達成するため、2006（平成18）年3月に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、各種取組みを進めてきた。さらに、2008（平成20）年9月には、それまでの取組みを抜本的に見直し、新たな目標を設定の上、種々の改善措置を集中的に講ずることとした「オンライン利用拡大行動計画<sup>\*2</sup>」が策定され、取り組んでいる。

厚生労働省としては、国民や企業による利用頻度が高い手続を中心に、社会保険・労働保険分野の21手続を重点手続として選定し、また、そのうち取組みの効果が比較的早期に現れやすい手続を先行手続として位置づけ、年度ごとに目標を掲げ、これまで以上に積極的に取り組んでいる（図表12-3-2）。

なお、ITの活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化の実現のため、2005（平成17）年度に社会保険・労働保険分野などの業務について、それぞれ「業務・システムの最適化計画<sup>\*3</sup>」を策定し、現在、12業務についてこの計画に基づき、業務及びシステムの最適化に取り組んでいる。

国民年金及び厚生年金保険の年金加入状況については、インターネットバンキング等で広く用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、2006年3月から被保険者に、2009（平成21）年3月から年金受給者に対し、それぞれインターネットによる記録照会サービスを実施している。また、2011（平成23）年2月末からはこのサービスを「ねんきんネット」として更に使いやすいものとし、自宅でパソコンが使えない方であっても一部の市区町村や郵便局においてインターネットを通じた年金記録確認ができるようにする等、ITの活用によりいつでもご自身の年金記録を確認できる環境整備を進めている。



\*2 厚生労働省における「オンライン利用拡大行動計画」を紹介したホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/09/index.html>

\*3 厚生労働省における「業務・システム最適化計画」を紹介したホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

図表 12-3-2 「オンライン利用拡大行動計画」の概要

「オンライン利用拡大行動計画」の基本方針							
<input type="checkbox"/> 2009（平成21）年度から3年間で集中的に取り組む、重点的な取組事項を策定 <input type="checkbox"/> 特に申請の多い手続や届出を重点手続として選定し、重点手続の分野毎に新たな目標率を設定							
厚生労働省における目標利用率と実績値							
重点手続（21手続）の今後の目標利用率							
	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度	2011 (平成23)年度	2012 (平成24)年度	2013 (平成25)年度
目標値		43%	47%	51%	60%	65%	70%
実績値	42%	46%	50%	—	—	—	—
先行手続（11手続）の今後の目標利用率							
	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度	2011 (平成23)年度		
目標値		48%	52%	56%	65%		
実績値	47%	52%	57%	—	—		

(注) 目標利用率には、窓口等において磁気媒体で提出されるものも含む。

### 3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（2005（平成17）年4月1日全面施行）の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定している。

同法の全面施行後、個人情報に関する国民の意識が高まる一方、法律に対する誤解等に起因して、各種名簿の作成が中止されたり、個人情報取扱事業者が大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供を拒否するなど、「過剰反応」といわれる状況も一部に見られた。

このような状況を踏まえ、2006（平成18）年2月に、政府として「過剰反応」等に対して、法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進することと「個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ」（2006年2月28日）されたことを受けて、同年4月には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを行った（図表12-3-3）。

なお、2011（平成23）年6月に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税番号大綱」においては、番号制度の導入にあたり、医療分野等の特に機微性の高い情報の取扱いに関し、個人情報保護法又は現在検討中の番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を求める法制を番号法と併せて整備することとされた。今後、厚生労働分野における現行ガイドラインとの関係性の整理を行いつつ、具体的な法制の在り方について検討していくこととしている。

図表 12-3-3 個人情報の保護に係るガイドライン等<sup>\*4</sup>

分野	案 件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	疫学研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示）
	臨床研究に関する倫理指針（平成15年7月30日告示）（平成20年7月31日全部改正）
	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年7月3日告示）（平成22年11月1日全部改正）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）（平成22年9月17日見直し）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）（平成22年2月1日見直し）
	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年9月15日通達）
雇用管理	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月1日告示）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年11月4日告示）
労働組合	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針（平成17年3月25日告示）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

## 第4節 情報公開・個人情報保護等の推進

### 1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることが出来る権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2009（平成21）年4月から2010（平成22）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は12,865件であり、この受付件数は全省庁で2番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定件数は10,771件（取下げが1,872件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は4,274件、部分的に開示した件数は6,018件、開示を行わなかった件数は478件であった。

<sup>\*4</sup> 「個人情報の保護に係るガイドライン等」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

## 2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2009（平成21）年4月から2010（平成22）年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は3,670件、訂正請求件数は8件、利用停止請求件数は2件であった。この受付件数は全省庁で3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は3,695件（取下げが29件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報をすべて開示した件数は1,466件、部分的に開示した件数は2,095件、開示を行わなかった件数は134件であった。

## 3 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2009（平成21）年4月から2010（平成22）年3月<sup>\*5</sup>までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は4,493件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の96.2%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

## 4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを公表しているところである<sup>\*6</sup>。

昨年度1年間で131,986件（2010（平成22）年4月12日公表分～2011（平成23）年3月16日公表分）という多数のご意見、ご指摘等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

\*5 平成22年度は東日本大震災の発生により施行状況調査が未実施のため、件数を把握していない。

\*6 東日本大震災の発生により公表を一時中断している。



## 5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働行政モニターは、国民生活に密着した厚生労働行政の重要施策等に関して、広く一般国民の皆さまからご意見、ご要望及びご提言などをいただき、今後における厚生労働行政の施策の企画及び立案並びに実施のための参考とするとともに、厚生労働行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的として2001（平成13）年度から実施している。

厚生労働省が担当する施策は福祉、医療、年金、働く環境の整備及び職業の安定など、幅広く、かつ、国民生活に密着したものとなっており、これらの施策を改善、充実して行く上では施策、制度を日々利用しておられる国民の皆さまが、日ごろどのような問題をかかえ、これを解決するためにどのように考えているか、また、どのようなことを見聞きしたり、体験しているかを把握しておくことが重要になる。

このため、厚生労働行政施策の問題について、日々生活されている中で、お気づきになったこと、考えていること、体験していることなどを書面で報告していただくほか、随時開催されるモニター会議においてご意見をいただくことをお願いしている。

モニターの方々から、日々寄せられる報告のほか、2010（平成22）年度においては、高齢者医療制度などのテーマについて、アンケートを行い、そのご意見を参考としながら、各種施策の設計などを行った。

また、当省ホームページにて、主な報告及び対応を取りまとめたものを掲載している。

## 第5節 政策評価などの取組み

### 1 政策評価の取組み

厚生労働省における政策評価については、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき実施しているところである。

2010（平成22）年度の具体的な実施状況は、次のとおりである。

- 1) 事前評価については、①新規事業（平成22年度予算の概算要求を伴う新たな政策（事業）で、1億円以上の費用を要する重点的なもの又は10億円以上の費用を要するもの）11件、②個別公共事業（事業採択時）47件、③個別研究事業28件、④規制の新設・改廃に係る政策10件⑤租税特別措置27件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。
- 2) 事後評価については、①厚生労働行政全般にわたる施策（12の基本目標及び71の施策目標からなる政策体系）のうち32件に関して実績評価方式により、②重要政策4件に関して総合評価方式により、③個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）66件、④個別研究事業583件、⑤新規事業の事前評価を実施した事業のうち事業開始から3年を経過したもの23件、⑥成果重視事業5件、⑦租税特別措置1件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

これらの評価結果については、作成後順次公表している\*7。

\*7 「政策評価に関する計画／結果」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

## 2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省独立行政法人評価委員会では、所管する22法人（共管法人2法人を含む。）について充実した評価を行うため、委員会の下に七つの部会を設け、各部会が担当法人を分担して、各事業年度の業務実績の評価などが行われている。

2010（平成22）年度は、同委員会において2010年4月に設立された国立高度専門医療研究センター6法人及び共管法人2法人を除く14法人の2009（平成21）年度の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されるとともに、2009年度に中期目標期間が終了した独立行政法人医薬基盤研究所及び年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間全体の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されたところである。

また、2010年度に中期目標期間が終了する独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の中期目標案等についても審議が行われた（第12章第2節2（2）（392ページ）参照）。

## 第6節 アフターサービスの推進

### 1 アフターサービス推進室設立の経緯

アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおり国民の皆様の生活に役立っているかどうか、制度・事業が本来の目的どおりに機能していないと考えられる場合に何が問題なのか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として2010（平成22）年9月に設置され、活動を開始した。当室のメンバーは、国民の目線を重視し、2011（平成23）年3月現在、4名の民間出身者と厚生労働省の職員5名（併任）および事務補佐員1名で構成している。

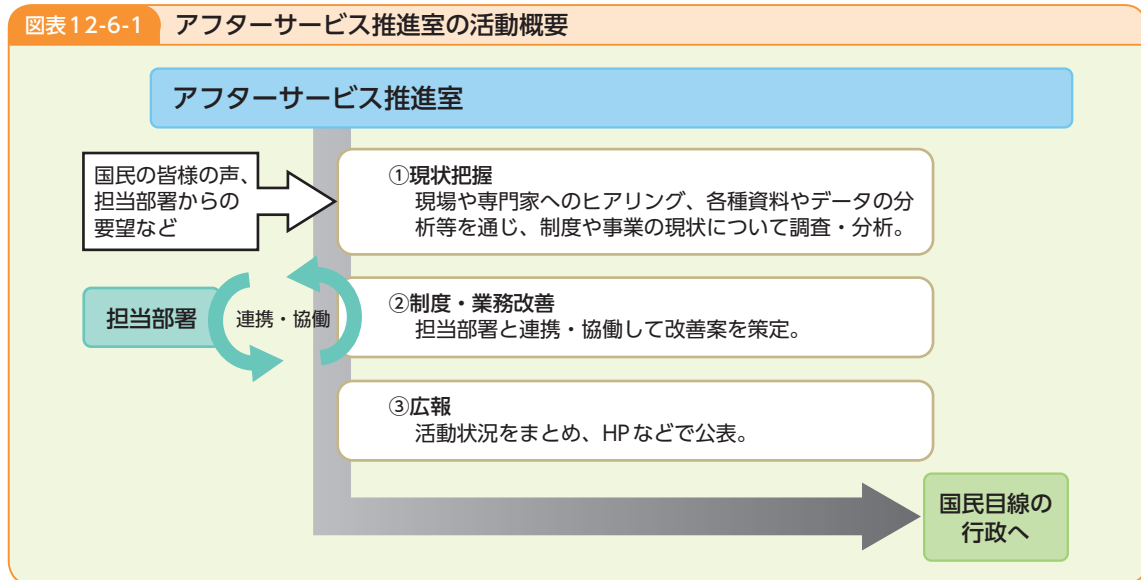
### 2 現在の活動内容

- ①国民の皆様の声等現場の声を幅広く聞き、また直接現場に出向いて苦情や相談を受けることで、生の情報を収集・分析し、国民の皆様へのサービス改善に寄与できるよう尽力している。
- ②全国の自治体職員等、国民との行政サービスを供与する第一線で働いている人たちとの意見交換を通じて、施策の実施状況の把握に努め、より良い行政サービスを提供できるようにするためには何ができるのかを討議している。
- ③有識者会議等専門家の意見を聞くことで、あらゆる方向から最善の選択が可能となるように幅広く調査し、施策の改善方法を検討している。
- ④各種資料やデータの分析を通じて現状の調査を行い、担当部署と連携・協働して改善案を策定している。
- ⑤報告書に以上の調査結果を取り纏め、ホームページに公表している<sup>\*8</sup>。
- ⑥2010（平成22）年度（2010年9月～2011（平成23）年3月）の案件として、以下の2件を調査し報告完了した。

#### 1. 女性医師の復職支援方法に関する調査

\*8 「アフターサービス推進室の活動内容」を紹介しているホームページ  
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service.html>

図表12-6-1 アフターサービス推進室の活動概要



## 2. 障害者雇用情報HP改善

⑦2011年度（2011年4月～2012（平成24）年3月）は以下のように調査対象案件の拡大に努めている。

1. 労働基準行政の実態調査
2. 「退所児童等アフターケア事業」の推進支援
3. 年金フロントサービス改善支援
4. 年金支払サービスの向上支援
5. 住まいと就労に関するきめ細やかな相談を行うための提案

### 3 今後の活動予定

- ①上記選定案件の改善活動を継続的に実施すると共に、新規案件も追加して幅広く改善に取り組んでいく予定である。その内容を国民の皆様に公開すべく、活動内容を報告書にまとめ、3～4か月ごとにホームページで公開している。
- ②担当部署のアフターサービスに対する取り組み状況を分かり易く示すことができる指標の開発を目指している。